国民年金だより

お知らせ

新成人の皆さんおめでとうございます 20歳になったら 国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金(基礎年金) 3つのメリット

1、老後を支えます。
老齢基礎年金

2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます。
障害基礎年金

3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。
遺族基礎年金

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となったときに「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になったときの国民年金の手続きなどについては町民課国民年金窓口又は、高知西年金事務所までお問い合わせください。

高知西年金事務所
☎875―1717

環境課だより

お知らせ

生ごみ電動処理機購入補助及び生ごみ処理容器無償貸し付けについて

対象者

①町の住民基本台帳に登録されている方

②町内で設置し、維持管理のできる方

③生ごみ処理容器又は生ごみ電動処理機から排出される堆肥化物を処理できる方

対象基数

生ごみ電動処理機
1世帯につき1基

生ごみ処理容器(2種類)
1世帯につき2基

・好気性生ごみ処理容器
(庭や畑などの屋外に設置)

・嫌気性生ごみ処理容器
(密閉式で屋内設置可能)

※過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合が対象となります。

※貸し付け及び補助については予算の範囲内によるものとします。

申請方法

印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※生ごみ電動処理機は、必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

①補助金額は購入費の半額(100円未満切り捨て)とし、3万円を上限とします。

②補助金交付決定後30日以内に、町指定販売店で購入してください。

お知らせ

野外焼却(野焼き)はやめましょう

最近、野外焼却(野焼き)についての苦情が多く寄せられています。

一定の基準を満たさない焼却炉でごみを焼却することは法律で禁止されており、**家庭から出るごみを畑やドラム缶などで焼却することはできません。**

また、**ビニールなどを焼却すると、ダイオキシンなどの健康を害する物質が発生することもあります。**

野外焼却は絶対にやめましょう。

ごみはきちんと分別し、各指定収集日に地区内のごみステーションへ出してください。

よりよい生活環境を築くために、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

お知らせ

猫はなるべく室内で飼いましょう

猫は、犬のような平面での運動は少なく、上下の空間をうまく使って動きます。そのため、室内でもストレスをためさせずに飼うことができます。

室内で飼うことで、交通事故に遭ったり、病気をうつされたりする心配も少なくなります。

猫のフン害については、苦情も多数寄せられています。

地域の快適な生活環境を守るため、ご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ
環境課
☎893―1160